

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の 健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例

平成 21 年 (2009 年) 3 月 30 日

滋 賀 県 公 報

号外(1)

1

 <p>県 章</p>	<h1>滋賀県公報</h1>	<p>平成 21 年 (2009 年) 3 月 30 日 号 外 (1) 月 曜 日 毎週月・水・金曜 3 回発行</p>
--	----------------	---

公布された条例のあらまし

- この条例は、県が社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社（以下「県造林公社等」という。）の債務の一部を引き受けたことに伴い、県造林公社等の経営状況が県財政に多大な影響を与えることにかんがみ、地方自治法第 221 条第 3 項において準用する同条第 1 項および第 2 項ならびに同法第 243 条の 3 第 2 項に定めるもののほか、県が県造林公社等に対する特別な関与を行うことにより、県造林公社等の健全な経営を確保し、もって県財政の健全化および県が県造林公社等とともに実現しようとする行政目的の効果的な達成に寄与することを目的とすることとしました。（第 1 条関係）
- 知事は、県造林公社等に対し、次に掲げる特別な関与を行うこととしました。（第 2 条、第 3 条関係）
 - 予算の執行の適正を期するため、社団法人滋賀県造林公社に対し、収入および支出の実績もしくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、またはその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めること。
 - 社団法人滋賀県造林公社について、経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出すること。
 - 県造林公社等に対し、経営に関する計画を策定し、その内容を報告するよう求めること。
 - 県造林公社等に対し、毎事業年度終了後、事業の実施状況等の経営に関する事項について自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めること。
 - 県造林公社等の健全な経営を確保するために必要と認められるときは、(3)および(4)の報告を受けた事項について、必要な指導または助言を行うこと。
 - 知事は、(3)および(4)の報告を受け、および(5)の指導または助言を行ったときは、それらの内容を議会に報告すること。
- この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。ただし、2 (4)は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしました。

○ 滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（条例第29号）

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第29号

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、県が社団法人滋賀県造林公社（昭和40年4月1日に社団法人滋賀県造林公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）および財団法人びわ湖造林公社（昭和49年3月26日に財団法人びわ湖造林公社という名称で設立された法人をいう。）（以下「県造林公社等」という。）の債務の一部を引き受けたことに伴い、県造林公社等の経営状況が県財政に多大な影響を与えることにかんがみ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項において準用する同条第1項および第2項ならびに同法第243条の3第2項に定めるもののほか、県が県造林公社等に対する特別な関与を行うことにより、県造林公社等の健全な経営を確保し、もって県財政の健全化および県が県造林公社等とともに実現しようとする行政目的の効果的な達成に寄与することを目的とする。

（特別な関与）

第2条 知事は、予算の執行の適正を期するため、社団法人滋賀県造林公社に対し、収入および支出の実績もしくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、またはその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 知事は、社団法人滋賀県造林公社について、毎事業年度、規則で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3条 知事は、県造林公社等に対し、規則で定める経営に関する計画を策定し、その内容を報告するよう求めるものとする。

2 県造林公社等は、前項の計画を変更したときは、その内容を知事に報告するものとする。

3 知事は、県造林公社等に対し、毎事業年度終了後、事業の実施状況その他規則で定める経営に関する事項について自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

4 知事は、県造林公社等の健全な経営を確保するために必要と認められるときは、前3項の規定により報告を受けた事項について、必要な指導または助言を行うものとする。

5 知事は、第1項から第3項までの規定による報告を受け、および前項の規定による指導または助言を行ったときは、それらの内容を議会に報告しなければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の概要について

1. 制定の理由

県が、社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社（以下、「県造林公社等」という。）の債務を引き受けたことに伴い、その経営状況が県財政に多大な影響を与えることから、健全な経営を確保し、県財政の健全化および県が県造林公社等とともに実現しようとする行政目的を効果的に達成するため、県造林公社等に対し特別な関与を行う必要があることから制定するもの。（第1条関係）

2. 概要

県造林公社等に対する特別な関与として、次の事項を定めることとしました。

（第2条関係）

(1) 知事は、社団法人滋賀県造林公社に対し、収入および支出の実績、見込みについて報告を求め、実地に調査し、必要な措置を講ずべきことを求めることとしました。

(2) 知事は、社団法人滋賀県造林公社について、毎事業年度、経営状況報告書を作成し、議会に提出することとしました。

（第3条関係）

(3) 知事は、県造林公社等に対し、経営に関する計画を策定し、その内容を報告するよう求めることとしました。

(4) 知事は、県造林公社等に対し、毎事業年度終了後、自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めることとしました。

(5) 知事は、報告された事項について、必要と認めるときは、指導または助言を行うこととしました。

(6) 知事は、県造林公社等から報告を受けた内容および行った指導または助言の内容を議会へ報告することとしました。

3. この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

ただし、2(4)については、平成22年4月1日から施行することとしました。

（県の関与に関する仕組み）

